

2021年1月4日

外国送金取引をご利用のお客さまへ (確認書面提示のお願い)

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取組強化を踏まえ、外国送金取引のご利用につきまして、下記の事項をご了承いただいた上でお取引させていただきますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 海外に送金を行うお客さま

- (1) 現金(外国通貨・円通貨)による外国送金はお取り扱いできません。
(ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金を含みます。)
- (2) 当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合(ご依頼日の直前にお客さまの他行口座から送金原資を振込した場合など)は、その正当性が分かる確認資料(売上金・給与等が入金されている他行預金通帳の写しなど)のご提示をお願いします。
- (3) 送金を行う理由・送金の相手方が記載された確認資料の提示をお願いします。

例	貿易	売買契約書、インボイス、B/L(船荷証券)、原産地証明書、輸入許可証等
	生活費	お受取人との関係や、資金の必要性を確認できる資料
	投資	投資を行うにあたっての契約書 注文書 等
	不動産購入	売買契約書 等
	その他	各種請求書、サービスの提供を受けた事の確認ができる資料 等

※お受取人が法人の場合は、実質的支配者の確認をさせていただく場合もございます。

- (4) 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、当行または関係銀行が各種法令・規制に抵触し、もしくはそのおそれがあると判断した場合、お取引を中止または取消等を行う場合がございます。

2. 海外から送金をお受け取りになるお客さま

- (1) 送金をお受け取りになる理由・送金の相手方が記載された確認資料の提示をお願いします。
また、お受け取りになる送金が借入・資金調達等である場合は、国内における資金使途(不動産購入、会社設立、学費など)についての確認資料も併せてご提示ください。
- (2) 当行の預金口座への送金が各種法令や公序良俗に反する行為に基づくものである、もしくはそのおそれがあると認められる場合などは、口座への入金をお断りさせていただく場合がございます。

